



島根県報

令和4年2月14日（月）

号外第14号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則	(学 校 企 画 課)	2
指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則	(")	2
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	(教 育 指 導 課)	2
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	(特別支援教育課)	5
県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	(保 健 体 育 課)	7

【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(学 校 企 画 課)	7
島根県立高等学校等修学旅行実施規程の一部改正	(教 育 指 導 課)	7

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第1号

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則（昭和43年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第5条第3項において」を「以下」に改める。

様式第1号表面中「保護者現住所」を「保護者等現住所」に、「（保護者）」を「（保護者等）」に、「保護者氏名」を「保護者等氏名」に改める。

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「保護者氏名」を「保護者等氏名」に改める。

様式第7号中「保護者氏名」を「保護者等氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第2号

指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教員への対応に関する規則（平成20年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「親権を行う者及び未成年後見人」を「島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第1条の2に規定する保護者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第3号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条」に、「第6章の3 学校評議員（第21条の6）」を「第6章の3 学校評議員（第21条の6）」を

21条の6)

に改める。

(第21条の7—第21条の16)」

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。

第21条の6第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校については、この限りでない。

第6章の3の次に次の1章を加える。

第6章の4 学校運営協議会

(設置等)

第21条の7 教育委員会は、所管する学校（分校を含む。）ごとに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を置くものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、協議会を置いたときは、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この章において同じ。）にその旨を通知する。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の委嘱)

第21条の8 協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取し、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第21条の9 委員の任期は、1年とする。ただし、任期途中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密保持義務)

第21条の10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の服務)

第21条の11 委員は、前条のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解嘱)

第21条の12 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときには、理由を示した上で、その委員を解嘱することができる。

- (1) 前2条に掲げる行為を行なったとき。
- (2) 辞任の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解嘱に相当する事由が認められるとき。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第21条の13 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標に関すること。
- (2) 育成を目指す資質及び能力に関すること。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (4) 入学者の受入れに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認めること。

(学校運営等に関する意見の申出)

第21条の14 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の学校運営に関する基本方針の実現に資する職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して基本的な意見（特定の個人に関する意見を除く。）を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第21条の15 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。この場合において、この評価を第21条の4に規定する当該高等学校の関係者による評価として取り扱う。

(委任)

第21条の16 この章に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第34条の次に次の1条を加える。

(生徒が成年者の場合の特例)

第34条の2 生徒が成年者であって、校長が特別な事情があると認めたものが、提出する第29条から前条までに規定する様式については、第29条から前条までの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。

様式第14号中

「 (備考) 入学料に相当する額の島根県収入証紙をはりつけるものとし、消印しないこと。 」
を

「 (注) 1 保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。

2 入学料に相当する額の島根県収入証紙をはりつけるものとし、消印しないこと。 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校運営協議会の設置及び運営に必要な意見の聴取その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(暫定措置)

- 3 令和5年3月31日までの間は、第21条の7第1項中「置くものとする」とあるのは「置くことができる」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 4 この規則による改正前の島根県立高等学校規程の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第4号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章の3 学校評議員（第18条の6）」を「第6章の3 学校評議員（第18条の6）」に
第6章の4 学校運営協議会（第18条の7―第18条の16）」に
改める。

第11条第2項ただし書中「保護者」の次に「（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第1条の2に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を加える。

第18条の6第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校については、この限りでない。

第6章の3の次に次の1章を加える。

第6章の4 学校運営協議会

（設置等）

第18条の7 教育委員会は、所管する学校ごとに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を置くものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、協議会を置いたときは、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この章において同じ。）にその旨を通知する。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（委員の委嘱）

第18条の8 協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取し、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

（委員の任期）

第18条の9 委員の任期は、1年とする。ただし、任期途中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密保持義務）

第18条の10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の服務）

第18条の11 委員は、前条のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解嘱)

第18条の12 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときには、理由を示した上で、その委員を解嘱することができる。

- (1) 前2条に掲げる行為を行なったとき。
- (2) 辞任の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解嘱に相当する事由が認められるとき。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第18条の13 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標に関すること。
- (2) 育成を目指す資質及び能力に関すること。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認めること。

(学校運営等に関する意見の申出)

第18条の14 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の学校運営に関する基本方針の実現に資する職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して基本的な意見(特定の個人に関する意見を除く。)を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第18条の15 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。この場合において、この評価を第18条の4に規定する当該特別支援学校の関係者による評価として取り扱う。

(委任)

第18条の16 この章に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第30条の次に次の1条を加える。

(生徒が成年者の場合の特例)

第30条の2 生徒が成年者であって、校長が特別な事情があると認めたものが、提出する第26条から前条までに規定する様式については、第26条から前条までの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。

様式第11号に注として次のように加える。

(注) 保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校運営協議会の設置及び運営に必要な意見の聴取その他の準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の島根県立特別支援学校規程の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第5号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和36年島根県教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保護者」の次に「（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第1条の2に規定する保護者をいう。）」を加える。

附則第4項中「（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月14日

島根県教育委員会委員長 野 津 建 二

様式第28号中「の保護者」の次に「（島根県立高等学校規程第1条の2に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第2号

県立学校

島根県立高等学校等修学旅行実施規程（昭和31年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月14日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第3条第3号中「保護者の経済的負担」を「保護者（島根県立高等学校規程第1条の2に規定する保護者をいう。この号において同じ。）の経済的負担」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。